

## 議案第 15 号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の額 2, 792, 330円

#### 2 事故の概要

- (1) 事故発生日時 令和6年6月14日午後3時11分頃
- (2) 事故発生場所 四街道市中台587番地1地先国道51号
- (3) 事故の状況 職員が公用車で四街道市中台587番地1地先国道51号を走行中、3台前を走行していた乗用車が急に停止したことから、追突を避けようと当該公用車の急ブレーキをかけたが、停止することができず、1台前で急停止することができた乗用車に追突し、当該乗用車を運転していた賠償相手方に頸椎<sup>けい</sup>捻挫、腰椎捻挫等を負わせた。

令和7年6月2日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

#### 提案理由

令和6年6月14日、四街道市中台587番地1地先国道51号において職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。